



ハラスメントに係る匿名アンケートの実施を求める

沖本 浩二議員 《ごま大志会》

昨今、地方自治体の市長や議員によるハラスメント問題が多く報じられており、こうした自治体や議会に限らず、自治体のハラスメント対策として、要綱や規程等に定めたり、単独条例を制定したりしている自治体があります。神奈川県内の自治体職員のハラスメント問題について、対策の徹底を求める市町村議員の団体が、令和6年1月、県内33市町村を対象に、ハラスメント対策について調査したところ、ハラスメントに関するアンケートを匿名形式で行っている自治体は、相模原市や鎌倉市など7市町にとどまっているとのことでした。

こうしたことから、私は本市におけるハラスメントの実態を確認し、検証するために、特別職を含む職員または議員によるハラスメントに関する匿名形式のアンケート調査を実施するべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

市長 職場のパワーハラスメントについては、様々な場面が考えられると思います。自治体の首長、議員、さらには職員、どの立場であれ、このパワーハラスメントということは起きてはならないものだと考えています。アンケート調査については、今後検討していきたいと考えています。



学校給食費の無償化を求める

星野 久美子議員 《日本共産党》

現在、神奈川県では厚木市、南足柄市、大磯町、中井町、箱根町、清川村で給食費が無償化されています。給食費無償化の実施自治体は本当に増えてきています。今、物価高騰が市民生活を苦しめています。子育て世帯への支援として給食費の無償化を求めるものですが、見解を伺います。

市長 学校給食の無償化については、国が全国一斉に無償化すべきと考えています。生活困窮者に対しては、就学援助世帯へは給食を現物給付し、生活保護世帯へは給食費が全額補助されていることから、セーフティネットとしての機能を果たしていると考え

ますので、現時点で本市単独での無償化は考えていません。【再質問】生活困窮の家庭には生活保護や就学援助があるとのことですが、問題は、生活保護の少し上、就学援助のラインぎりぎりでの制度が使えない人たちが苦しんでいることを忘れないでください。その部分について見解を伺います。

市長 ぎりぎりのラインの方々の困難は非常に重要と認識していますが、給食の無償化に関しては国が全国一斉で行うべきとやはり考えていますので、機会を捉えて、その実現に向けた要望等を働きかけていきたいと考えています。

意見書(要旨)

議会では6月定例会で、次の意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

保護司が安心して活動できる安全確保の対策を早急に確立することを求める意見書

国に対し、保護司が安心してその崇高な使命をもって活動できるようにするための再発防止策の確立を、国として早急に行うことを強く求める。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

地域における「子ども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

政府に対し、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、次の事項についての特段の取組を求める。

- 1 実施事業所が不足する地域では、十分な受け入れ先を確保するための施策を講じること
試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること
試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。
- 3 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること
障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、子ども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。
- 4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること
子ども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、子ども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(子ども政策・少子化対策)

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

政府に対し、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、次の事項のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(共生社会)

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

政府に対し、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、次の事項について積極的な推進を求める。

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(防災)

障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を求める意見書

政府に対し、3年後の次期報酬改定を待たず速やかに次の事項を実施するよう求める。

- 1 生活介護や児童の通所事業について、1時間刻みの報酬設定を見直し、基本報酬の減額と加算による補填ではなく、基本報酬を引き上げること。
- 2 就労継続支援B型について、平均工賃月額1万5,000円未満の基本報酬を減額する等の成果主義強化を見直し、障がいの重い人たち、支援度のより高い人たちを受け入れている事業所に対して適切な評価を行うこと。
- 3 グループホームについて、区分6を除いては、総じて減額するという支援の実態と合わない報酬体系を見直し、基本報酬を引き上げること。
- 4 障害福祉等に係る公的支出額の対GDP比をOECD平均である2%の水準を目指すこと。
- 5 障害福祉事業所の運営難の原因になっている人手不足を解消するため、障害福祉サービス等従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

種子に関する法律の制定を求める意見書

政府に対し、「公的新品種育成促進法案」(農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進に関する法律案)及び「ローカルフード法案」(地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案)等を早急に制定することを強く求める。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

地方財政の充実・強化を求める意見書

国に対し、2025年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政確立のために次の事項の実施を求める。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 会計年度任用職員への勤勉手当の支給を含め、雇用の安定と処遇の改善が図られるよう十分な財政措置を行うこと。
- 5 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、県内で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0~16%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 6 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実を図ること。
- 7 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。 ☎046(252)8872